

総会前開示を行うことについての現行法制上の整理

- 上場会社が総会前開示を行うに当たって、**現行法制上の制約は基本的に存在しない。**

金融商品取引法

- 有報の提出期限は、**事業年度経過後3月以内**とされている(法24条1項)
- 有報は定時株主総会で承認を受ける必要はなく、また、有報に添付しなければならない事業報告は、**定時株主総会での承認を受けようとするものでも良い**とされている(開示府令17条1項1号)

会社法

【基準日】

- 基準日を定めて基準日株主を議決権の行使者とする場合、行使できる権利は当該基準日から3か月以内に行使されるものに限られており(法124条2項)、**定時株主総会は基準日から3か月以内に開催する必要**がある。
- 定款にない基準日を定めたときは、基準日の2週間前までに、基準日及び行使できる権利の内容を公告する必要がある(法124条3項)(注1)

【決議事項】(上場会社の場合)

- **株主総会資料(事業報告等)の電子提供を遅くとも総会の3週間前までに提供しなければならず**(法325条の3第1項)、かつ、総会の2週間前までに招集通知を発しなければならない(法299条、法325条の3第2項)(注2)
- 計算書類は定時株主総会の承認を受ける必要があるが(法438条2項)、**計算書類が適正である場合**(無限定適正意見である必要)**には報告で足りる**(法439条、計算規則135条)
- 剰余金の配当は株主総会の決議によるとされているが(法454条1項)、**取締役の任期が1年である場合には、定款の定めにより取締役会決議事項にできる**(法459条1項)。ただし、計算書類が適正である場合(無限定適正意見である必要)に限る(法459条2項、計算規則155条)

法人税法

- 確定申告書の提出期限は、**事業年度経過後2月以内**とされている(法74条1項)
- 会計監査人設置会社で、かつ定款等の定めにより事業年度経過後3月以内に定時株主総会が招集されない常況にある場合、**税務署長の指定により、最大で事業年度経過後6月以内まで提出期限の延長が可能**(法75条の2第1項)

(注1)ただし、定款で定めていれば公告の必要は無く、かつ、定款で基準日を定めていたとしても、別途公告手続きを行って新たな基準日を定めることは可能。

なお、基準日を一切定めない場合、定時株主総会の開催日における株主が権利を行使できることとなるため、上場会社の場合には基準日を定めない方法とすることは事実上不可能。

(注2)社債、株式等の振替に関する法律第159条の2の規定により、振替株式を発行する会社(上場会社は須く該当)は、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならないとされている。